

## 〈巻頭言〉

### 新しいエイズ対策に何を期待するか

橘とも子

国立保健医療科学院人材育成部地域保健人材室長

### How Should We Promote the Latest AIDS Countermeasures in Japan?

Tomoko TACHIBANA

Chief, Community Health Section, Department of Human Resources Development, National Institute of Public Health

国内における新規 HIV/AIDS 患者報告数は、1984（昭和59）年のサーベイランス開始以来一貫して増加が続いており、2006（平成18）年の HIV 感染者報告数は952件、AIDS 患者報告数は406件と前年に引き続き過去最高となっている。また、アジア・太平洋地域において HIV の急速な感染拡大がみられ、日本国内への流行波及防止が重要な課題となっている。1997（平成9）年以降、多剤併用療法（HAART）の開発によって HIV/AIDS は「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な慢性感染症」に変わりつつある新たな状況の中で、人権に配慮しつつ予防・医療両面における総合的・効果的な対策を、一層きめ細かく推進することが求められている。

一方対策においては、1999（平成11）年施行された感染症法に基づき告示された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下、エイズ予防指針）」に沿って講じられている。エイズ予防指針はその後、HIV/AIDS 発生動向の変化などを踏まえて抜本的に見直しが行われ、2006（平成18）年3月に改正されて現在に至っている。改正エイズ予防指針では、国と地方自治体が役割分担のもとに人権を尊重しつつ一層総合的かつ効果的な施策に取り組む方向性、すなわち新しいエイズ対策の方向性が、今後5年間を目処として示されている。

では「新しい」エイズ対策の方向性とは何か。改訂指針では、①人権に配慮すること、②国と地方公共団体の役割を明確にすること、③国と地方公共団体・医療関係者および非営利組織または非政府組織等の連携を強化すること、④普及啓発について個人の行動変容を促すこと、⑤定量的な目標を設定し実施状況を評価すること、などが盛り込まれた体制が示されている。この枠組みは、まさに地方公共団体が中心となって、地域の実情に応じきめ細かく効果的なエイズ対策を推進するために必要な、計画・評価の具体的方法論、環境整備等々のフレームとみることができる。地方公共団体は国との役割分担のもと、人権を尊重しつつ普及啓発・教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築などの施策を地域の実情に応じて計画・評価に基づいて推進することになる。従来、地方公共団体が生活習慣病予防策を中心に蓄積してきた「ヘルスプロモーション」の方法論をエイズ対策にも適用する方向性、それが「新しい」エイズ対策であるといえるだろう。

本特集では、第一部において「エイズ対策を巡る新たな方向性」を概括し、かつ新しいエイズ対策を推進するための課題整理を試みた。「予防指針改正後の対策概要（秋野氏）」に加え、地方自治体が特色あるエイズ施策を展開するための主な課題である①「医療提供体制の再構築（白阪氏、島田・岡氏）」、②「人材育成（児玉氏ほか）」、③「検査相談（今井氏）」について論点整理し、さいごに「エイズ対策とヘルスプロモーション」を論じた。

第二部では、「地域における先駆的なエイズ対策の取り組み」を紹介した。当事者グループによる活動やNPOの支援的立場からの発言、保健行政・学校教育などの自治体による取り組みなど、さまざまな地域におけるさまざまな先進的なエイズ対策の取り組みから関係諸氏が新しいエイズ対策を論じている。

地方公共団体はじめエイズ対策に関わる関係者にとって、本特集が、新しいエイズ対策推進の一助となることを期待する。